

「不足額給付金」を対象の方へ支給します

【対象の方】

1.不足額給付Ⅰ

調整給付金（令和 6 年度実施）の算定に際し、令和 5 年所得等を基にした推計額と、令和 6 年分所得税及び定額減税の実績額等により確定した、給付金の額に差額が生じる方

納税義務者本人の合計所得金額が 1,805 万円以下の方

減税対象人数は、本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計（ただし、国外居住者は除く）
（対象者の例）

- ① 令和 5 年所得に比べて、令和 6 年所得が減少した方
- ② こどもの出生や確定申告により扶養親族等が増加した方
- ③ 調整給付金支給後に修正申告等により令和 6 年度分住民税が減少した方

2.不足額給付Ⅱ

以下のいずれの要件も満たす方

- ① 定額減税の対象外であった方
- ② 扶養親族等として定額減税の対象外であった方

（対象者の例）

- ① 青色事業専従者・事業専従者（白色）の方
- ② 合計所得金額 48 万円超える方

※上記 1・2 いずれの給付も令和 5 年度、令和 6 年度 住民税が非課税または均等割のみ課税世帯への給付金（7 万円・10 万円）の対象であった世帯の方、および課税者の扶養となっている方は対象外です。

※1・2の対象と思われる方には、支給のお知らせを送付しております。

※通知がなく、対象と思われる方は税務係まで連絡をお願いします。

【給付額】

1.不足額給付Ⅰ…所得税分控除不足額と個人住民税分控除不足額を合算し、調整給付金を差し引いた額（1 万円単位で切り上げて支給）

2.不足額給付Ⅱ…原則 4 万円（R6.1.1 時点で国外居住者である場合は 3 万円）

※詐欺にご注意ください。

電話でキャッシュカードの番号や暗証番号を聞くことはありません。

給付金については、町からの通知書のみで行っております。

◆問い合わせ 町民税務課 税務係 TEL0224-37-2193（平日 8：30～17：15）